

医療・介護・保育・福祉などの職場で働く
すべての労働者の大幅賃上げを求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出したいので、瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 4 年 12 月 20 日 提出

瀬戸内市議会議長 廣田 均 様

提出者 環境福祉常任委員長 厚東 晃央

（提案理由）

新型コロナの感染拡大から 2 年以上が過ぎ、医療提供体制や保健衛生行政の強化と国民生活への支援・補償は、まさに喫緊の課題となっている。政府は、看護師、介護士、保育士など、公定価格で規定されるケア労働者の賃金引き上げを行うことを明らかにした。しかし、示された額や範囲は低額かつ限定的であり、賃金改善を実感できる水準ではない。

そのため、医療・介護・保育・福祉などの現場で働くすべての労働者の賃金を大幅に改善すること、国民のいのちと健康を守っている、すべての医療機関や介護事業所と、そこで働くすべての労働者の労働環境を抜本的に改善させる対策を国に求めるものである。

医療・介護・保育・福祉などの職場で働く
すべての労働者の大幅賃上げを求める意見書（案）

新型コロナの感染拡大から2年以上が過ぎ、医療提供体制や保健衛生行政の強化と国民生活への支援・補償は、まさに喫緊の課題です。感染が拡大し「医療崩壊」が現実となった背景には、効率優先の医療提供体制の再編・縮小や、医療従事者の抑制政策、感染症対策の要となる保健所を減らしてきた日本の医療・社会保障政策の誤りがあり、そのことが医療現場に多大な混乱と苦難をもたらし、国民のいのちを危うくしています。

政府は、看護師、介護士、保育士など、公定価格で規定されるケア労働者の賃金引き上げを行うことを明らかにしました。ケア労働者の賃金引き上げを積極的に行うことは歓迎しますが、示された額や範囲は低額かつ限定的であり賃金改善を実感できる水準ではありません。また、看護職の処遇改善では、10月以降の診療報酬で看護職の給与3%引き上げるとしていますが、わずか+0.2%の改定率では給与1%の財源にもなりません。

22 春闘の処遇改善事業に関わる日本医療労働組合連合会加盟組織の回答（6月30日現在回答数206組織）によると、基本給に反映した回答は看護職関係で1組合、介護職関係で12組合のみであり、「職場に分断を持ち込む」あるいは「10月以降の内容が不明で継続性が疑われる」などの理由で申請しないとの回答も出されています。

国民のいのちと健康を守っている、すべての医療機関や介護事業所と、そこで働くすべての労働者の労働環境を抜本的に改善させる対策が急務です。医療・介護・保育・福祉などの現場で働くすべての労働者の賃金を大幅に改善できる予算措置が必要ではないでしょうか。

私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために下記の事項について国に要望します。

記

1. 医療・介護・保育・福祉などの現場で働くすべての労働者を対象とした賃上げ補助を、全額国庫負担で事業所や施設に対する支援を行うこと。
2. 介護・保育・福祉などの現場で働く労働者の所定内賃金を、全産業平均の水準になるよう対策を講じること。
3. 医療の現場で働く労働者の賃金については、OECD平均以上の水準になるよう対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

岡山県瀬戸内市議会

（送付先）内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣